

H26. 12. 11 臨時總會承認

R07. 06. 20 定時總會承認

定 款

令和7年6月20日

公益社団法人群馬県歯科医師会

公益社団法人群馬県歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県歯科医師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び郡市区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、県民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって県民の健康寿命の延伸と福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事項
- (2) 歯科医学・歯科医療の進歩発達に関する事項
- (3) 地域歯科保健の増進と啓発に関する事項
- (4) 社会保障制度における歯科医療の確立に関する事項
- (5) 歯科医学教育に関する事項
- (6) 歯科医師及び歯科医療関係者の研修に関する事項
- (7) 広報活動に関する事項
- (8) 社会並びに会員の福祉及び社会のための歯科医業の向上に関する事項
- (9) 災害時の派遣と協力に関する事項
- (10) 医療安全に関する事項
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員

(2) 準会員

- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 第5条の正会員は、本会の目的及び事業に賛同する、日本で歯科医師の免許を受けた者又は群馬県内の医療機関を開設若しくは管理する者で、第2項の規定により正会員となった者とする。

- 2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、その所属する群馬県内の郡市区歯科医師会を経て本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、法令で定めるもののほか、次に掲げる社員の権利を有する。

- (1) 正会員は、本会の行事及び講習会に出席し、協力し、又は意見を述べることができる。
- (2) 正会員は、本会が発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、総会において別に定める、入会金、会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。

- 2 正会員に、病気、その他やむを得ない事由があるときは、理事会の決議により、前項の会費及び負担金の支払いを猶予若しくは減免することができる。

(任意退会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも、本会を退会することができる。ただし、本会が別に定める規則に従い、当該会員に対する懲戒の申立てが係属している場合は、退会届の受理を保留し、当該会員を懲戒することができる。

(身分喪失)

第10条 正会員について、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、正会員としての地位を喪失する。

- (1) 当該正会員が死亡したとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 郡市区歯科医師会で除名され、又は郡市区歯科医師会の会員（会員とは、本会の正会員に相当する者をいう。）たる身分を失ったとき。

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費もしくは負担金を支払わないときは、催告のうえ、理事会の決議により退会させることができる。

- 2 前項により退会した者が、6ヶ月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、正会員の資格を復するものとする。

- 3 本条の退会については、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、所属郡市区歯科医師会及び本人に通知する。

(除名)

第12条 正会員であつて、次の各号の一に該当する者は、総会の決議により除名することができる。

- (1) 歯科医師としての職務を汚した者
- (2) 本会の体面を汚した者
- (3) 本会の綱紀を乱した者
- (4) 正会員たる義務を怠った者

(準会員)

第13条 準会員は本会の正会員としての権利を有しない。ただし、本会の行事に出席し、会誌その他の刊行物を受け、又は、歯科医学・医術に関する調査研究を發表することができる。

- 2 準会員の資格、入会、退会、除名及び負担金等に関する事項は、総会で別に定める。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 入会金の額並びに会費、負担金の額の決定
- (10) 日本歯科医師会代議員及び予備代議員の選任
- (11) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項及び本会の運営に関する重要事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員数の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長、監事は、前項の議事録に記名押印する。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第20条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上16名以内

(2) 監事 3名以上4名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 前項のほか、理事のうち若干名を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第24条 理事のうち一人以上は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第15号に定める理事（以下「外部理事」という。）とし、総会の決議によって選任する。

2 外部理事以外の理事については、正会員の中から総会の決議によって選任する。

3 会長は、理事会の決議によって外部理事を除く理事の中から選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会が別に定める規則及び総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長に選定する方法によることができる。

4 副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、外部理事を除く理事の中から理事会の決議によって選定する。

(役員の子族等割合の制限)

第24条の2 本会の理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

2 本会の理事のうち、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、自己の業務の執行状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の選任)

第26条 監事のうち一人以上は、認定法第5条第16号に定める監事（以下「外部監事」という。）とし、総会の決議によって選任する。

2 外部監事以外の監事については、正会員の中から総会の決議によって選任する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第31条 理事又は監事がその職務を怠り、本会に対して損害賠償責任を負担する場合、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によってその損害賠償義務を免除することができる。

(責任限定契約)

(責任限定契約)

第32条 本会は、外部理事及び外部監事がその職務を怠った結果、本会に対して負担する損害賠償責任について、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を外部理事及び外部監事と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第34条の2 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位に従い、当該理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計及び財産

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに群馬県知事に提出しなければならない。また、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び

第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後3ヶ月以内に群馬県知事に提出しなければならない。

(剰余金の分配)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条の2 本会が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法第

40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、本会事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 本会の最初の会長は村山利之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 平成26年12月11日臨時総会決議による改正後の定款は、認定法第4条の認定を受けた日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 令和7年6月20日定時総会決議による改正後の定款は、令和7年6月20日から施行する。